

農林水産省、経済産業省 同時発表

平成 29 年 9 月 6 日
土地・建設産業局建設業課
住宅局住宅生産課木造住宅振興室

クリーンウッド法に基づく登録実施機関の登録申請の受付が始まります！

～登録実施機関の登録申請要領の公表及び説明会の開催～

国土交通省、農林水産省及び経済産業省は、クリーンウッド法に基づく登録実施機関の登録申請の受付を、9月15日(金)より開始します。

また、登録実施機関への登録申請者向け説明会を、9月13日(水)に開催します。

本年5月20日に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称「クリーンウッド法」)」において、木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)が行う登録を受けることができることとされています。(添付「参考資料」参照)

このため、主務省(国土交通省、農林水産省、経済産業省)では、木材関連事業者の登録の実施に関する事務を行う「登録実施機関」の登録に関する申請要領を、本日、別紙のとおり定めました。(別紙1～3 参照)

1. 登録実施機関への登録申請者向け説明会の開催

登録実施機関としての登録申請を検討されている方を対象に、次のとおり説明会を開催します。参加ご希望の方は、【林野庁担当】まで事前に電話にて連絡をお願いします。

【日時】：平成29年9月13日(水曜日)10時00分～12時00分

【会場】：農林水産省本館7階共用第1会議室(東京都千代田区霞が関1-2-1)

2. 登録実施機関の登録申請手続

(1) 1回目の登録申請の受付期間

平成29年9月15日(金)10時～9月29日(金)18時

(2) 登録のスケジュール(予定)

登録申請手続に係る処理期間は、一ヶ月程度と想定しています。

1回目の受付期間後の登録申請は、順次、受け付ける予定です。

(3) 申請の方法

登録申請書に必要な事項を記入し、添付書類とともに、【林野庁担当】まで直接御提出をお願いします。なお、詳細は「申請要領」をご確認ください。

(郵送での御提出を希望される場合は【林野庁担当】までご相談ください。)

【林野庁担当】説明会連絡先、申請窓口及び制度全般の問い合わせ

林野庁 林政部 木材利用課 合法伐採木材利用推進担当 松山、加藤、吉田

代表:03-3502-8111(内線6038)ダイヤルイン:03-6744-2496FAX 番号:03-3502-0305

(問い合わせ先)

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 嶋川、近本(内線24710、24754)

代表:03-5253-8111、直通03-5253-8277、FAX03-5253-1553

国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室 楠田、芝原(39-413、39-438)

代表:03-5253-8111、直通03-5253-8512、FAX03-5253-1629